

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



目次

○福島県監査委員
監査公表五件

福島県監査委員

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和5年10月13日

福島県監査委員 山田平四郎
福島県監査委員 高野光二
福島県監査委員 佐竹浩
福島県監査委員 高橋宏和

- 監査等の基準
本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。
- 監査等の種類
財務監査
- 監査等の対象及び実施内容
(1) 生活環境部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
只見線管理事務所	令和4年度	令和5年7月13日	山田平四郎	佐竹浩	実地監査
環境創造センター	令和4年度	令和5年7月19日	高橋宏和		実地監査

(2) 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
南会津保健福祉事務所	令和4年度	令和5年7月11日	山田平四郎	佐竹浩	実地監査

相双保健福祉事務所	令和4年度	令和5年7月21日	高橋 宏和		実地監査
県南保健福祉事務所	令和4年度	令和5年7月28日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

(3) 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
ハイテクプラザ	令和4年度	令和5年6月16日	高野光二	高橋宏和	実地監査

(4) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
水産資源研究所	令和3年度 令和4年度	令和5年5月30日	高野光二	佐竹 浩	実地監査
南会津農林事務所	令和4年度	令和5年7月11日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
県南農林事務所	令和4年度	令和5年7月28日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

(5) 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
相双建設事務所	令和4年度	令和5年7月21日	高橋 宏和		実地監査

(6) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
原町高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年6月14日	高野光二	高橋宏和	実地監査
相馬農業高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年6月14日	高野光二	高橋宏和	実地監査
喜多方桐桜高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年6月15日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
喜多方高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年7月12日	高橋 宏和		実地監査
会津農林高等学校	令和4年度	令和5年7月12日	高橋 宏和		実地監査
会津西陵高等学校	令和4年度	令和5年7月13日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
須賀川創英館高等学校	令和4年度	令和5年7月26日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

(7) 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
郡山北警察署	令和3年度 令和4年度	令和5年5月24日	山田平四郎	高橋宏和	実地監査
須賀川警察署	令和3年度 令和4年度	令和5年5月24日	山田平四郎	高橋宏和	実地監査
いわき東警察署	令和3年度 令和4年度	令和5年6月1日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)

- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)
- 5 監査等の結果
- (1) 生活環境部
- ア 監査した結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
環境創造センター	<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容の一部を変更する必要が生じたが、変更契約の締結及び支出負担行為の作成を行わなかった。 ・不用となった物品を売却する際に物品売払調書を作成していなかった。また、歳入科目を物品売払代金とすべきところ、雑入として収入調定していた。

- イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。
- (2) 保健福祉部
監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。
- (3) 商工労働部
監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。
- (4) 農林水産部
監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。
- (5) 土木部
監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
相双建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の県営住宅の家賃算定において、一部の世帯で誤って特別低減を適用し過少に算定したため、追加で徴収する必要が生じた。

- (6) 教育委員会
監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。
- (7) 公安委員会
監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和4年度分の県公営企業に係る定期監査を実施した結果は、次のとおりです。

令和5年10月13日

福島県監査委員 山田平四郎
福島県監査委員 高野光二
福島県監査委員 佐竹浩
福島県監査委員 高橋宏和

（土木部（流域下水道事業会計））

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象 公所 県北流域下水道建設事務所

実施年月日 令和5年8月8日

実施方法 書面監査

担当監査委員 佐竹 浩

事業経営の状況

流域下水道事業を行っており、事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。

(指導事項)

- ・固定資産が振替伝票の作成誤りにより過大に計上されている。
- ・令和3年度に河川管理者に無償譲渡した土地及び固定資産台帳への二重計上の修正により除却した土地に係る会計処理について、令和3年度に除却に伴う資産減耗費及び特別損失は計上したものの、土地取得に要した国庫補助金等の額を資本剰余金から減額し、未処分利益剰余金に計上すべきところ、令和5年3月31日に振替処理している。

(企業局)

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合规性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象 公 所 企業局いわき事業所

実施年月日 令和5年8月8日

実施方法 書面監査

担当監査委員 佐 竹 浩

事業経営の状況

磐城工業用水道をはじめいわき市内4工業用水で給水事業を行っており、総給水量は313,139,394m³で、前年度と比較して738,037m³（0.2%）減少している。その事業管理はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の1件の指摘事項について是正・改善を求めた。

(指摘事項)

固定資産台帳等諸帳簿の整備に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

固定資産について、総勘定元帳の減価償却残高と固定資産台帳の金額が一致していないものがある。

・建物（施設用建物）

総勘定元帳の残高	364,078,104円
固定資産台帳の金額	365,236,305円
差 額	△1,158,201円

・構築物（原水及び浄水設備）

総勘定元帳の残高	3,564,264,670円
固定資産台帳の金額	3,564,385,316円
差 額	△120,646円

・構築物（その他構築物）

総勘定元帳の残高	458,676,617円
固定資産台帳の金額	458,402,082円
差 額	274,535円

・機械及び装置（電気設備）

総勘定元帳の残高	2,492,090,615円
固定資産台帳の金額	2,498,388,365円
差 額	△6,297,750円

・機械及び装置（その他機械装置）

総勘定元帳の残高	2,101,580,151円
固定資産台帳の金額	2,091,242,856円
差 額	10,337,295円
・車両運搬具（車両運搬具）	
総勘定元帳の残高	10,798,209円
固定資産台帳の金額	10,186,323円
差 額	611,886円
・合 計	
総勘定元帳の残高	8,991,488,366円
固定資産台帳の金額	8,987,841,247円
差 額	3,647,119円
・差額の総額	18,800,313円
（是正又は改善の意見）	
固定資産台帳等諸帳簿については、相互に関係する会計帳簿と随時、照合するなど、関係規程に基づき適正に整備すること。	

（病院局）

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合规性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象 公 所 Fukushima医療センター ころの杜

実施年月日 令和5年7月26日

実施方法 実地監査

担当監査委員 山 田 平 四 郎

佐 竹 浩

事業経営の状況

令和4年度の患者数は、入院が延べ27,682人、外来が延べ23,722人であり、前年度と比較して、入院は4,361人（13.6%）の減少、外来は1,946人（8.9%）増加した。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の4件の指導事項について是正・改善を求めた。

（指導事項）

- ・決算に当たり、医業未収金に係る貸倒引当金について、残高と当期設定金額の差額を計上した上で、収益又は費用に計上すべきところ、これを行わなかったため、特別損失及び医業外収益が過小となっている。
- ・医療観察法病棟窓セキュリティーシステム保守点検業務委託に当たり、債務負担行為等必要な手続を行わずに、令和5年度の期間を含む契約を締結し、契約額全額を前金払している。
- ・看護職員勤務予定作成システムについて、減価償却費を誤って二重計上している。
- ・小切手帳の未使用用紙について、出納取扱金融機関の確認及び打抜処理が行われないまま保管されている。

対象 公 所 県立南会津病院

実施年月日 令和5年7月14日

実施方法 実地監査

担当監査委員 高 橋 宏 和

事業経営の状況

令和4年度の患者数は、入院が延べ12,197人、外来が延べ59,840人であり、前年度と比較して、入院は2,234人（15.5%）の減小、外来は1,475人（2.5%）増加した。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の2件の指摘事項及び2件の指導事項について是正・改善を求めた。
（指摘事項）

固定資産の維持管理及び処分に著しく適正を欠いているものがある。

（事実）

固定資産については、常に現況を把握し、その増減異動を固定資産台帳に整理すべきであるにもかかわらず、これを適正に行っていなかった。

令和4年度に固定資産台帳に登録されている器械備品の現物確認を行ったところ、昭和63年2月以降に取得した器械備品のうち189件が亡失していることが判明し、特別損失に13,168,773円を計上している。

（是正又は改善の意見）

固定資産の維持管理及び処分に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

特に、固定資産管理権者は、常にその管理する固定資産の現況を把握し、固定資産台帳により固定資産の増減異動を整理するとともに、固定資産の滅失、廃棄等があった場合、その都度、適切な処理を行うこと。

（指摘事項）

固定資産の減価償却に著しく適正を欠いているものがある。

（事実）

病院情報システム（平成30年9月25日取得、取得価格93,530,160円）について、耐用年数に基づき取得年度の翌年度から減価償却を行うべきところ、固定資産台帳システムへの耐用年数の入力漏れにより減価償却が適正に行われず、令和元年度から令和3年度までの分について、令和4年度に特別損失62,820,210円を計上している。

（是正又は改善の意見）

固定資産の減価償却に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

（指導事項）

- ・記載誤りのあった小切手用紙について、朱書き斜線・使用不可の表示をせずにそのまま保管されている。また、小切手帳の未使用用紙について、出納取扱金融機関の確認及び打抜処理が行われなまま保管されている。
- ・県のETCカードを借り私有車で出張した職員が、出張後、ETCカードの返却を忘れ、私用で使用している。

対 象 公 所 大野病院
実 施 年 月 日 令和5年8月8日
実 施 方 法 書面監査
担 当 監 査 委 員 佐 竹 浩
事 業 経 営 の 状 況

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、平成23年3月12日から休止となっており、入院及び外来の実績はない。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

（監査総務課）